

2016年8月8日

厚生労働省御中

過酸化水素の規格基準の改正案についての意見

生活協同組合パルシステム東京
理事長 野々山理恵子

私たちパルシステム東京は、「『食べもの』『地球環境』『人』を大切に『社会』をつくります」を理念に、約45万の組合員が安心して安全な生活を願い活動をすすめている生活協同組合です。パルシステムでは生活者(消費者)の暮らしと健康を守るために、生産者とともに食べものの安全性にこだわり、産直運動をすすめ、日本の食料自給率向上を目指しています。

過酸化水素の規格基準の改正案について以下、要望いたします。

記

(1) 規制緩和の理由を示してください

今回の過酸化水素の規制緩和に関して、その理由が全く示されていません。如何なる理由に基づくものか、誰からどのような必要性の根拠で緩和の要望があったのか、明確にご回答ください。国際平準化が理由の規制緩和は、消費者のみならず、国内生産者をも苦しめるもので、規制緩和には反対します。

(2) 過酸化水素の用途拡大に反対します

過酸化水素は評価書にも書かれている通り、天然にも各種食品中に存在し、生体にはカタラーゼ、ペルオキシダーゼという防御機能が備わっていることは事実です。しかし、発がん性のある過酸化水素を、あえて残留することを前提として使用することは消費者の立場からは認められません。消費期限が数日伸びることは、それほどの有用性とは考えられません。現在もしらすは問題なく生産、消費されています。しらすに対して過酸化水素の残留基準を設定して用途を拡大することに反対します。

以上